



厚生労働省発職 1016 第 1 号

令和 2 年 10 月 16 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部改正

障害者介助等助成金について、重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス等を受ける対象障害者である労働者について職場介助者の委嘱を実施した場合の助成限度額を、対象となる労働者一人につき月額十三万三千元（ただし、中小企業事業主にあつては、対象となる労働者一人につき月額十五万円）とすることをとすること。

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正

重度障害者等通勤対策助成金について、重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス等を受ける対象障

害者である労働者について通勤援助者の委嘱を実施した場合の助成限度額を、対象となる労働者一人につき月額七万四千円（ただし、中小企業事業主にあつては、対象となる労働者一人につき月額八万四千円）とすることとする。

第三 適用期日

この告示は、令和二年十月一日以後に支給する障害者介助等助成金及び重度障害者等通勤対策助成金に適用すること。